

平成 25 年度予算に係る畜産施策に関する要請

本県をはじめ全国の畜産の振興につきましては、かねてより格段のご指導・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、長引くデフレ経済下、畜産経営を取り巻く状況は、畜産物価格の低迷及び東電原発事故による風評被害に加えて、配合飼料価格の高騰・高止まりを受けて、経営の存続が危ぶまれるなど、かつて経験したことのない厳しい経営環境にあります。

このような中で、国民へ安全かつ安定的な食料の供給を図るため、また畜産経営者が意欲をもって安心して経営を続けられるため、経営安定対策や生産基盤対策など施策の実現が図られますよう、特に下記の対策等につきましては、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 飼料対策

(1) 配合飼料価格安定対策

配合飼料価格が高騰・高止まりしている中で、配合飼料価格安定対策は、通常補てん基金の財源が枯渇して民間と国からの借り入れによる運営を余儀なくされ返済を続けている途中であり、生産者の新たな負担が今後の経営の大きな重荷となり、経営意欲に影響をもたらしている。

基金制度を堅持し、経営安定を図るため、借入金の相当額について国による支援措置を図られたいこと。

(2) 飼料穀物備蓄対策

穀物生産国の気候変動や輸出規制及び国内災害等の危機に対応し、経営者への配合飼料の安定的供給が図られるよう、国の責任において十分な主原料備蓄量の確保を図られたいこと。

2 畜産経営安定対策

畜種ごとの特性に応じて、経営の安定を図るための肉用子牛生産者補給金制度、(1) 肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）、(2) 養豚経営安定対策、(3) 鶏卵生産者経営安定対策、(4) 酪農関連対策及びこれらに係る補完事業等の実施については、経営の実態を反映した適切な運用を図るとともに、十分な財源の確保を図られたいこと。

3 生産基盤対策等

今日まで経営者は、家畜排せつ物法の施行に則して畜産環境対策や飼養環境対策等について対応してきたところであるが、規模拡大等による施設の機能低下、耕畜連携のための良質たい肥の生産及び硝酸性窒素類の新たな規制強化等への対応が求められつつある。

厳しい経営状況の中において、これら施設の機能強化が図られるよう国の支援措置による事業の継続と予算措置を講じられたいこと。